

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 自然環境保全法の一部を改正する法律規制の名称： 沖合海底自然環境保全地域規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。担当部局： 環境省自然環境局自然環境計画課評価実施時期： 令和7（2025）年9月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

環境大臣は、所要の経路を経た上で、自然環境が優れた状態を維持していると認める沖合の区域のうち自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要なものを沖合海底自然環境保全地域として指定する。

沖合海底自然環境保全地域においては、鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為を規制対象とし、沖合海底特別地区では許可制、それ以外の区域では届出制とする。

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

＜行政費用の概況＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 沖合域の海底の生態系を含む自然環境の保全効果	事前評価時	沖合域の海底の生物多様性及び生物資源が保全され、将来にわたって海洋の生物多様性と生態系サービスを確保する効果
	事後評価時	沖合海底自然環境保全地域（指定面積 226,834 km ² ）及び沖合海底自然環境保全地域特別地区（指定面積 27,363 km ² ）を令和2年12月に指定し、自然環境の保全に寄与した。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 沖合海底自然環境保全地域における許可の申請等の手続に係る費用	事前評価時	－（「申請等手続に要する費用（例：事前の現地調査費用）×申請等件数」の遵守費用が生じると見込まれるが、申請等の件数が少なく、事前の現地調査費用も事案毎に大きく変わり得ると見込まれるため、当該費用の具体的金額を示すのは困難）
	事後評価時	これまで届出事業者数0者であるが、仮に5年に1度、1件の許可申請があった場合、これを1年に平準化した場合、年間1/5件の許可申請件数があるものと推定される。1件あたり1人が30日を要するとした場合、1人日約19千円（4,595千円（※）÷平日245日）として計算すると、許可申請又は届出に際し、 年間1/5件×30日×19千円＝年間総費用114千円 の遵守費用が見込まれる。 ※：令和5年分民間給与実態統計調査（国税庁）の1年の平均給与

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 規制に係る事務費用（申請等に係る審査や関係省庁との連携・調整にかかる費用）	事前評価時	－（「人件費単価×申請等に係る審査に要する時間×申請件数」の費用が見込まれるが、申請等の件数が少ないこと等から当該費用の具体的な金額を示すのは困難）
	事後評価時	届出事業者数0者。 令和2年度の沖合海底自然環境保全地域の指定の際に、関係省庁との連携・調整においては 件数1件×1か月（1件あたり処理期間）×413,203円（令和2年国家公務員給与等実態調査の平均給与月額）÷5（年）＝年間総費用82,640円
② 沖合海底自然環境保全地域の情報収集・モニタリングにかかる費用及び広報費用	事前評価時	モニタリングについて技術開発・検証等により大きく変わり得ることから、当該費用の具体的金額を示すのは困難
	事後評価時	モニタリング件数1件×38,042,000円（令和3年度沖合海底生物生息状況等調査事業費（※）） ＋3日（広報日数）×20,660（令和2年国家公務員給与等実態調査の平均

		給与月額 413,203 を 20 日で割った日給単価) =年間総費用 38,103,980 円。 ※規制に伴う保全状況を確認する観点だけではなく、深海底における生態系を明らかにする観点からの調査
--	--	--

■その他の負担

- ・なし

3 考察

- ・ これまで届出事業者数は0者となっているが、本規制は沖合域の海底の生態系を含む自然環境を予防的に保全する観点から効果を発揮している。今後の状況を引き続き注視する必要があるものの、現時点では妥当性を否定する情報等はないと考えられるため、今後の対応をそのまま継続するものである。